令和8年 11月16日(月)▶12月15日(火)は

# 鳥獣被害防止対策強化月間

## ■あなたの地域で「 えづけ 」してませんか？

無意識であっても、地域でエサとひそみ場を提供していれば鳥獣被害が発生してしまいます。地域内に生ごみ、お供え物なども放置されていては、野生鳥獣のエサになってしまいます。野生鳥獣が食べられる「ヒトが困らないエサ」があればなくしましょう。

**放置しないで！**
「エサ」だと思って食べちゃうよ!
















合言葉は

**えづけSTOP!**

地域みんなで
取り組もう！





宇城市　農政課　　TEL：096−32−1641
熊本県むらづくり課　TEL：096−333−2416